アスベスト含有建	単材の除去				項目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項
項目	特 記 事 項					都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関		除去物及び汚染物
① 一般事項	アスベスト含有建材の除去等 石綿等の取扱いについては、石綿障害予防規則 (平成17年2月24日厚生労働省令第31号) (以下、石綿則という)を遵守すること。					施工記録報告書の作成 報告内容 1. 施工計画書		処理方法※ 密閉処理(二重袋梱包)隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルター、粉塵機
② 施工調査	※ 行う (調査結果は図面などに記録し、監督員に提出すること。調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること) 調査箇所 ※ 解体対象物				A	2. 工事記録及び工事写真3. 産業廃棄物処理記録(廃石綿)4. 施工調査等記録(上記施工調査、含有分析、粉塵濃度測定等)		フィルターについても密封処理を行う。 ・ セメント固化
	調査事項 ※ アスベスト含有建材等の使用部位 ※ アスベスト含有建材等の種類・厚さ ※ 施工範囲と工事管理区分 ※ 廃棄物等の搬出方法					5. 作業車の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録6. その他必要事項提出部数 三部作成	5 アスベスト含有 保温材の除去	除去工事 ・ 行う ・ 行わない 適当範囲 ※ 図示 養生等 - 養生等
	 ・ アスベスト含有分析 ・ 行う (分析結果は監督員に提出する) ・ 行わない 				③ 除去工事共通事項 専門工事業者	9 の音類で、監督員に使出9 の。		※ 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。掻き落とし・砕石・切断による除去工事※ 行わない
	分析方法 ※ JISA1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による				¬	石綿作業員主任者		・ 行う この場合は<改修標仕9.1.3.(b)>により、密封処理とする。
	材料名		定性分析 ・ (試験数:)	定量分析 • (試験数:)		石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前のと特定化学物質等作業主任技術者技能講習を 終了した者の中から「石綿作業主任者」を選出しなければならない。		除去工法 ※ 粉塵飛散抑制剤等により湿潤化し、手ばらしによること。 ※ 除去物については、<改修標仕9.1.3.(b)>により、密封処理とする。
			(試験数:)(試験数:)	· (試験数:)		除去作業者 作業者は、就業時に石綿則第7条に基づく教育を受けた者とする。また一般健康診断、石綿		
	・ アスペスト粉塵濃度測定 ・ 行う (測定する時期、場所等は下表による) ・ 行わない JISA3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法一第一部:光学顕微鏡法 及び走査電子顕微鏡法による位相差・分析顕微鏡法による					健康診断、塵肺健康診断を受信した者とし、肺機能に以上がない者とする。 特別管理産業廃棄物管理責任者 排出者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任管理しなければならない ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。 表示及び掲示	⑥ アスベスト含有成形板の処理。。	除去工事 ※ 行う ・ 行わない 適当範囲 ※ 図示 養生等 ※ 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。 除去工法
	適用 測定	測定時期	測定場所	測定点 室名等		※ アスベスト作業主任者名と業務内容 ※ 関係者以外立入禁止 ※ 禁煙・飲食の禁止		※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。
	名称	処理作業前	施工区画周辺 (注1) ※	各施工箇所ごと) ※2点 · 点 ※2点 · 点 ※2点 · 点	_	※「アスベスト除去作業中」の表示 ※ アスベストの有害性 ※ 取扱上の注意事項 ※ 使用すべき保護衣 周辺住民の見易い場所に以下の掲示を行う。 ※「建築物等の作業に関するお知らせ」(労働基準監督署への届け出内容・粉塵飛散抑制措置、	i、 その他	※ やむをえず破壊しなくてはならない場合は、充分湿潤化した状態で行うこと。※ 除去物については粉塵の飛散防止に努め、特に破壊されたアスベスト含有成形板については湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。
	・ 測定 2	処理作業前	処理作業室内 🦠	※2点 · 点	_	暴露防止措置等)		
	・ 測定3	処理作業中	処理作業室内	※2点 · 点 ※2点 · 点 ※2点 · 点	-	保護具・保護衣 作業内容に応じた呼吸用保護具、保護メガネを使用すること。 除去したアスベスト含有建材の保管・運搬・処分等	① その他の提出書類	〇 請負者は「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の 工事について、本工事に係る「再生資源利用【促進】計画書」を作成し、施工計画書に含め
	- 測定 4	・ 測定 5 処理作業中 負圧・粉塵装置の排出吹出口 ※1点・点 ・ 測定 6 処理作業中 施工区画周辺 又は敷地境界 ※2点・点 ・ 測定 7 処理作業後シート撤去前 ※2点・点 ※2点・点 ※2点・点 ※2点・点 ※2点・点		※1点 · 点		※ 他の内装材、廃棄物との分別保管※ 保管場所での飛散防止全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。		一部提出する。 また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用【促進】実施書」 を提出すると共に記録を保存する。
	・ 測定 5					※ アスベスト等の保管場所である旨の表示		
	・ 測定 6						再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事 ①1,000m3以上の土砂を搬入する工事	
	・ 測定 7				防止処理技術(除去)の審査証明書(以下、「審査証明書」という)を取得している工法と 同等の飛散防止処理技術を有する工法とする。		②500ト以上の砕石を搬入する工事 ③200ト以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事	
	・ 測定8	処理作業後 シート撤去前	処理作業室内	※2点 · 点 ※2点 · 点 ※2点 · 点 ※2点 · 点		・ 行わない 適当範囲 ※ 図示 作業場の隔離等 ・「審査証明書」内容による。		④最終工事発注金額が100万円以上の工事 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事 ①1,000m3以上の建設発生土を搬入する工事 ②アスコン塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200トン以上搬出する工事 ③最終工事発注金額が100万円以上の工事
	- 測定 9	処理作業後シート撤去後	処理作業室内 ※	※2点 · 点 ※2点 · 点 ※2点 · 点		※ 作業場は以下によるものとし、負圧除塵機にて負圧状態により飛散防止をすること。 隔離シートの性能 ※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重		
	測定点総計点			点		※ 壁面 ※ 0.08mm以上のプラスチックシート等		
	注1:周辺状況等により上記によりがたい場合は、監督員との協議による。					セキュリティゾーンの設置		〇一般事項
	記録する事項 ア. 測定結果 イ. 測定時間 ウ. 測定位置(測定高さと共に図面上に記載する) エ. サンプリング条件(メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量) オ. マウンティング法 カ. 顕微鏡視野面積、視野数					・「審査証明書」内容による ※ 下表による 適用 室名 状態 設置すべき機器等		1)他監督員が必要と認め指示したもの
		カ・顕依魏伐野山慎、伐野致 キ・測定時(各測定場所ごと)の気候、温度、湿度、外気の風速及び風量						
	-1. 水以足时	<u>ੑੑਜ਼ਸ਼</u> ੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑਜ਼ਗ਼ੑੑੑੑੑੑਜ਼ੑੑੑੑੑ	アの双映、温度、湿度、湿度、湿度、湿度、湿度、湿度、湿度、湿度、湿度、湿度、湿度、湿度、湿度		設計年月日	図面名称 縮 尺 縮 尺 1: NON	工事名	解体工事